

若者支援における「共同生活型支援」の位置づけと意義・課題に関する一考察 ——若者自立塾受託団体の資料分析から——

岡 部 茜

1. 問題設定

現在、日本で展開されている若者支援の主たるものには、就労体験などをおこなう就労支援、活動場所を提供する居場所支援、個別に相談を聞く相談支援、家庭に訪問する訪問支援などがある。それに対して、居住を保障する支援は、実践の数が少なく¹、それほど議論もされてこなかった。その背景には、若者は家族の支えが期待されやすいことや、就労による金銭的安定が住居確保にもつながるため就労支援が優先されやすいといったことがあるだろう。加えて、実践内容としても、24時間の対応や人件費の負担などから、容易には実行できない実践であるとも考えられる。さらに、一時的には2005年度から2009年度まで、共同生活型の若者支援として制度化された若者自立塾事業も存在したが、現在は廃止されて予算的な補助も得難い。

また、仕組みとして実現の難しさがある一方で、今も報告され続けている人権侵害事件とのかかわりでの難しさもある。自身の生活拠点から通うのでなく、生活拠点をも事業のなかに移しこむ居住型の支援は、高齢、障害、児童等の社会福祉事業においても暴力事件が報告されており、暴力的な問題と接近する場であると言える。さらに、ひきこもりの親の会の連合体であるKHJの調査では、ひきこもる若者の要求としても宿泊型の支援は他と比較して低いことが示されており(全国引きこもり KHJ 親の会 2014:15)、住居条件を持つ支援はそれほど強く要求されていないと考えられるかもしれない。

しかしながら、それでも共同生活型をとる支援実践は、少ないながらも根強く存在している。これらの活動にはさまざまなバリエーションがあるが、こうした活動を整理し、現代の若者支援として、共同生活の持つ特有の意義について検討が積み重ねられてきたとは言い難い。しかし、古くは若衆宿や寄宿舎教育で、若

者の共同生活が教育的役割を果たしてきたと考えられ、共同生活型の若者支援が持つ意義の検討は、今後の支援のあり方を考えるうえで重要な示唆を与える可能性もある。そのため本稿では、現在、出版されている文献や報告から、共同生活の意義を抽出してみたい。

2. 若者にかかわる共同生活型支援の概要と先行調査・研究で残された課題

共同生活の形式を用いて若者支援をおこなうことの意義や課題について検討するために、本稿では2000年代から日本で打ち出されてきた若者支援政策の一つであった、若者自立塾の取り組みを中心に検討する。

2-1. 共同生活型の支援と事件

若者自立塾事業より以前に、すでに、不登校やひきこもり状態にある若者への取り組みとして共同生活型の事業が、いくつかの地域で展開されていた。注目を集めてきたものとしては、ひきこもり支援が展開されはじめた初期の主要な論者であった工藤定次が活動していた青少年自立援助センターや、暴力事件が報道された戸塚ヨットスクールやアイ・メンタルスクールなどが挙げられるだろう。現在は活動していない団体も多いが、この他にも若者との共同生活に取り組んでいた団体は少なからず全国に存在した。

社会的には、共同生活型の支援は戸塚ヨットスクールやアイ・メンタルスクールなどの事件により、「危険なもの」として注目を集めてきた²。2006年に、アイ・メンタルスクールでは寮生が変死し、取締役を含めた複数の職員が逮捕監禁致死の容疑で逮捕された。そして今もそうした事件が報告されている。最近では2019年8月3日の毎日新聞で、施設職員により突然無理やり自宅から連れ出され、強制的な施設入所のうえで精神的・身体的苦痛を経験した30代女性が施設と親を訴えたことが取り上げられた³。

このような衝撃的な事件が相次ぎ、また、そもそも共同生活型の支援はそれほど知られておらず、どういったものがあるかがわかりづらかったため、共同生活型の支援は暴力的なもの、よくわからない怪しいものとしてイメージされやすくなった。こうしたなかで、共同生活型支援の取り組みを報告したものとしては、2003年に出版されたプラットフォームプロジェクト編『全国ひきこもり・不登校援助団体レポート [宿泊型施設編]』(ポット出版)がある。ここでは、プロジェ

クトチームが把握した団体に調査を依頼・実施し、32の団体の活動が報告されている。報告された団体は、「不登校」や「ひきこもり」と呼ばれるような状態にある若者を対象として、宿泊できる住居要件とともに農作業や酪農、林業など第一次産業を中心として仕事体験などの活動機会を提供してきた。上記のレポートによれば、多くが民間施設で1か月約10～15万円の負担額が設定されている。そして、これらの一部が若者自立塾事業を受託していった。今回の分析対象とした団体も、こうしたレポートに取り上げられている活動と同様に、若者自立塾制度がはじまる以前から活動してきた団体である。

2-2. 若者自立塾制度の成立と廃止、その評価

多様な活動の地盤があり、2000年代の「ニート・ひきこもり」への注目のなかで、住居要件を持つ若者支援策として若者自立塾制度が立ち上がった。若者自立塾とは、「働く自信をなくした若者に対して、合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導くため」に（厚生労働省2008）、厚生労働省により2005年度から進められ、2009年度末をもって廃止された事業である。利用期間は原則3か月とされ、義務教育課程修了後1年以上経過し、1年以上前から現在に至るまで、仕事や求職活動をおこなっておらず、教育や職業訓練を受けていない35歳程度までの未婚の若者が入塾の要件とされていた（社会経済生産性本部2007）。

事業実施期間には、20～30程度の団体が全国で事業委託を受けて活動し、委託を受けた団体の特色により多様な取り組みが展開された。各団体の特色を生かした多様なプログラムがあったとされるが（安宅2007）、若者自立塾としての共通した役割や意義とはどのような点にあるのだろうか。

先行研究では若者自立塾の有効性について、仲間を得ること、自身を振り返ること、他者との関係を再構築すること、親子関係の再構築の機会となることなどが指摘されてきた（坂口2006、安宅2007、Toivonen2008）。これらは、若者自立塾が、〈同じような状況にある若者と活動をともにすること〉や、〈親・家族との生活から離れること〉を構造的に可能としたことにより、作用したものだと考えられる。ただし、前者については、共同生活に特徴的な要素であるとは言い難い。坂口は、若者の変化をもたらす要素として複数の団体に共通していたものを、①

グループでの共同作業、②グループでの話し合い、③自然豊かな環境への接触、④スタッフとの話し合い、⑤対話的なプログラムの内容、としてまとめているが(坂口 2006 : 78)、これらは居場所事業や就労体験においても生じうる要素である。

また、2007 年に発行された「ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」によれば、インタビュー調査で若者自立塾修了者が肯定的に評価した点は、昼夜逆転の生活の規則性の改善、同じような境遇にある人との気持ちの共有、現状を変えようという気持ちの変化、資格の取得、対人関係の構築の改善、体力への自信の獲得、などである(社会経済生産性本部 2007 : 29-30)。改善点としては、予定通りに進まないことや期間が短いことなどが挙げられている(前掲書 : 30-31)。

この調査でも共同生活型の若者自立塾が、通所型とは異なって若者に与えた影響が見えづらい。評価された点として共同生活の影響が明確であるのは、〈昼夜逆転の生活の規則性の改善〉である。これは、通所型とは異なり、起床や就寝にある程度かかわることが可能である若者自立塾(共同生活型支援)の特徴的な点だろう。しかし、その他の点については、通所型と明確に固有性が区別される記述を読み取ることは難しい。

以上からまとめると、〈親・家族から離れること〉〈起床・就寝等の生活へのある程度のかかわりが可能なこと〉を、共同生活型の若者支援の特徴として読み取ることができる。ただし、この 2 点のみであるとは考えづらい。また、先行研究における分析では、若者自立塾事業についての評価はおこなっているものの、「共同生活」という点への焦点化は弱く、共同生活のどのような要素がどう作用するのかについては言及・分析されていない。つまり、現象の評価にとどまり、その機能の分析が不十分であると言える。

しかし、若者自立塾が特異であったのは、日本の若者支援事業に存在していなかった居住の提供を、共同生活の形で実施したためであり、その機能が分析されていないことは今後の実践・政策を検討するにあたっても問題である。また、他の先進工業国でも就労支援などの若者支援が実施されているが、居住要件を持つものは珍しい(Toivonen 2008)。では、共同生活が若者支援として作用したのは、どのような点であったのか。

2-3. 居住要件をめぐる各実践の類型：若者自立塾の位置

前述の問い合わせていく前に、居住要件をめぐる各実践のあり方を整理しておきたい。共同生活型支援の有効な点として、〈親・家族から離れること〉と〈起床・就寝等の生活へのある程度のかかわりが可能なこと〉を先行研究から確認したが、この二つはそれぞれに影響している要素が異なる。前者はこれまで住んでいた家から離れるという「住居の移動」により生じており、後者は居住の場が支援の場ともなることにより可能となった「生活支援」により生じていると考えられるからである。

近年、注目されている「居住支援」の議論では、「住宅」の確保と、「福祉」的な支援の両者が実施されることの重要性について指摘されており（米野 2010：38）、本稿でも、居住要件を持つ実践については「住居」と「生活支援」とを区別して検討する。さらに、本稿では共同生活であることも分析の内に含めていくことを踏まえ、若者に関係し、居住要件を持つ実践として考えられるものを、仮説的にではあるが以下のように区分して整理しておきたい。

表1 居住要件を持つ実践の類型

	住居	生活支援	共同性
家賃保障・住宅提供	○	×	×
シェルター	○	○	×
若者自立塾 自立援助ホーム	○	○	○
シェアハウス	○	×	○

上記の類型は実践の検討のために要素を抽出し類型化したものであり、現実のものが必ずしも明確に分かれるわけではない。例えば、シェルターは避難の場であり、そこに辿り着いた人々の生活再建のための支援をおこなうものの、他者との共同生活がその実践の目的において主要な要素とはならないと考えられる。そのため、若者自立塾とは異なる分布とした。しかし、子どもシェルターなどを踏まえると多くの場合、他にも避難した者がおり、その場には他者との共同生活が生じうる。

また、若者自立塾と同じ要素を満たすものとして、自立援助ホームを位置づけた。若者の生活を支援するにあたり、若者自立塾と自立援助ホームは対象や位置づけが異なるものの、類似した機能を有していると考えられる。ただし、自立援助ホー

ムを含む施設養護の機能の一つとされる家庭代替機能は若者自立塾には期待されておらず、その点は異なった位置関係をとるだろう。さらに、複数人で共同生活をするが、支援が介在しないものという意味で「シェアハウス」を用いて比較対象とするならば、より若者自立塾の固有の位置づけが浮かび上がる。

「居住支援」という言葉で多様な支援が語られ、時には「丸ごと支援」といった言葉でそうした営みが大まかに捉えられがちである。しかし、実践の要素やその作用を見極めるうえでは、上記のような分類により、整理していくことが有効だろう。例えば、〈親・家族から離れること〉は、住居確保の作用であるため上記の全ての実践において生じると考えられる。対して、〈起床・就寝等の生活へのある程度のかかわりが可能なこと〉は、若者自立塾やシェルターなど、生活の場が支援に近づいている実践の類型において特に生じやすい作用であると考えられる。以下では、上記の分類も踏まえて、〈住居〉〈生活支援〉〈共同性〉が重なる実践としての「共同生活型支援」の検討を進めていく。

3. 「共同生活型支援」の意義と課題

本章では、既存の文献資料から共同生活の意義と課題を検討する。分析する資料は、共同生活の意義が語られているものに絞り、有限会社青少年自立支援センター「ビバ」、企業組合労協センター事業団、NPO 法人北陸青少年自立援助センター（「はぐれ雲」）、株式会社 K2 インターナショナルジャパンの 4 団体の資料を用いることとした。分析資料が少なく、本稿で以下から検討する要素はあくまで仮説的な抽出にとどまらざるをえないことをここに記す。

3-1. 資料から読み取ることができる「共同生活」の意義

連続性：「24 時間」であること

共同生活は、他の取り組みと異なり、若者が他者と長時間ともに過ごすことを可能にする。そのなかには、炊事や食事、掃除なども含まれる。共同生活では、「掃除や洗濯、食事の支度から食後の皿洗いなんかもしたことがない子が多いisho。だから手とり足とり」（日本評論社編集部編 2014：120）、「食事だけでなく、掃除をさせても箸の使い方がわからない。雑巾の絞り方がわからない。もっと困ったのはお風呂で、ただお湯をジャージャーかぶるだけ」（安達ほか 2008：170）と、実践者たちが述べるように、日常生活の一つひとつが事細かに見え／見られるこ

となる。

それは、そこで生活する者同士をある意味、むき出しにしてしまうということでもある。通所などのように一時的に対面する関係であれば取り繕える部分も、24時間の生活を共にすることで取り繕えなくなってくる。それは以下のように表現される。

相談場面や数時間の観察だけではわからないことが、生活を共にしていくことでわかつてきます。一週間や十日程度であれば隠したり取り繕ったりすることもできますが、三ヶ月、六ヶ月と長期間にわたって生活を共にしていくと、それはできなくなります。(小林 2018 : 26)

こうした24時間の生活のなかで各入居者の姿があらわになるということは、若者の生活へのかかわりの深さ、濃密さに影響する。若者自立塾のかたちは、生活の場も支援の場となり、それゆえに、先行研究でも指摘されているように、昼夜逆転生活の規則性の改善など、日常を送る上でのリズムやスキルへの影響を生み出しやすい。

また、24時間であることの作用として、夜間の相談についても述べておきたい。以下の文章からもうかがえるように、24時間の生活を支える若者自立塾では、スタッフは夜間に不安になった若者の相談にも対応していた。

夜中の二時頃、ドンドンとドアをたたかれることがあるんです。「奈美、どうしたの？」と聞くと、子どもの時、大勢のいじめっ子に取り囲まれてワアワア責められたつらい思い出がよみがえって、怖くて自分の部屋にいることができないと言う。(安達ほか 2008 : 216-217)

夜中に悩みがもたげてきて、そこからディープな話をして、相談をぶち開けるというところだから、それは朝まで話さないと、向き合わないといけないわけだから、それは9時 - 5時なんて決めていたら話にならない。悩みを抱えたまま終わってしまうことになるから。(石井ほか 2013 : 22)

現在の日本の公的支援制度は、夜間に若者の苦しさに対応できる仕組みを欠い

ている。若者の自殺を特集した2015年度の自殺対策白書によると、若年層が自殺に追い込まれやすい時間帯は、女性は男性より日中の自殺者数が多くなるものの、共通して午前0時台の自殺の危険性が高くなっている(厚生労働省2015)。そして、この深夜の時間帯は支援窓口がほぼ存在していない。電話相談としては、公的な補助金により実施されている「よりそいホットライン」やその他いくつかの窓口が夜間対応可能な仕組みとしてあるが、電話がつながる確率は低い⁴。一方で、共同生活型支援の場には、24時間スタッフや同じように入居している若者がいる。こうした環境は、若者の苦しい時間帯を支える仕組となってきた可能性がある。

協同性：他者性との出会い

共同生活は濃密な相互行為を生じさせ、若者はともに住んで生活している他者から様々に刺激を受けることになる。こうした周囲からの影響の力は、実践においても意識されている。

やっぱり、環境だと思うよ、みんながやってるから自分もという……。朝だって、“こら、起きろ”というんじゃなくてね、もう周りが起きてしまってるんだから、みんなが起きてるという環境だから、自分も知らないうちに起きてしまう。(日本評論社編集部編2014:49)

こうしたことばは、若者によっても「一緒に生活している子が、まあ、変わっていくじゃないですか。はぐれ〔引用者注：団体のこと〕で自立に向かうのは、それに“影響される”っていうことじゃないですか」と語られている(日本評論社編集部編2014:67-68)。

居場所などの通所型の場では、本人や誰かが口にしなければ、ある若者が仕事を始めたとしても、それが周囲に知られる可能性は低い。しかし、寝起きの場とともにしていると、例えば誰かが朝早い時間に家を出て行った、ということからいろいろなことが予想され、わかってくる。つまり、共同生活では言葉にしなくとも互いの行動が伝わりやすく、そのため通所型に比べ互いの姿から刺激を受けやすい場となっていると考えられる。

また、生活をともにすることは、身体のレベルで自己と他者を感じることでもある。若者は食事、歯磨き、入浴、睡眠など、さまざまな点から互いの習慣の

違いを読み取っていくことになる。また、それだけでなく、他者の葛藤にも時には触れることになる。それは、他者を知ることを通して、自分を知ることでもあるかもしれない。

一日中一緒に生活や仕事をしながら向き合っていると、自分のことだけしか見ていなかった視線が、他のメンバーの方にも向くようになり始め、相手が見えてくるだけでなく、相手の中に自分自身の姿を見つける、つまり客観的に自分を見られるときが出てくるようになります。（小林 2018：35-36）

若者は共同生活の場で他者の他者性と出会い、他者のリズムに影響され、反射するように自身を見つめる。また、若者自立塾では、ただ単純に若者同士が相互に影響し合うだけでなく、実践者が参加するなかで若者同士がかかわりを持ち、協力し合えるような場面が意図的につくられている。そのため、ここでは「一緒に同じこと（生活）をする」という意味で用いた〈共同性〉とは分けて、「異なる他者が協力し合うこと」という意味で〈協同性〉としてひとまず理解する。

再構築性：生活場面の転換と新しい関係

ある実践者が「逃げ場のない家庭からいったん離れれば、それだけで重苦しさから解放されますよ」と述べているように（足立 2006：25）、先行研究でも指摘された〈親・家族と離れること〉は、若者に影響する大きな要素の一つだと、若者自立塾の実践者たちに認識されている。親と子の関係が息苦しいものとなる場合は少なからずあり、支援現場では両者の間に物理的な距離を確保することの重要性が指摘されてきた（信田 2016）。そして、親と物理的に離れた生活を可能にすることは、居住を保障する共同生活型支援の重要な意義の一つである。家族関係にない他者との生活は、家族内の役割から離れることでもあり、新たな他者との関係をつむぎなおす機会となる。

また、これまで生活してきた住居とは異なる場に生活の場を移すことは、親・家族と離れることだけを意味しない。小林が「家庭や学校、地域などのこれまでの人を含めた環境から一旦離れて新しいスタートを切ることが、本人にとっても家族にとっても大切で必要なことだと考えています」と述べるように（小林 2018：17）、共同生活の場にやってくるということは、これまで住んでいた地域な

ども含めた生活場面の転換を意味しており、それが重要であると実践者は認識しているのである。

また、若者自立塾を実際に経験した若者は以下のように述べている。

まず気持ちが楽になったというのもそうですし、親と一緒にやもやした環境にいたらずっともやもやしたままになるだろうから、そこから出られて気持ちを共有できる人がいる、場所があるというのは大きく効果があるよなって思う（中略）相談してお互いに共有して解決の方法を一緒に考えていくという場所があるというのは、すごくよかったです（石井ほか2013：34）

こうした語りには、親や地域関係などの環境が変化することだけでなく、異なる頼り先をつくり、異なる頼り方が可能になっていったことへの評価が読み取れるのではないだろうか。つまり、住居の移動は、若者を取り巻く関係や環境を一新し、新たな頼り方、頼れられ方、過ごし方などが再構成される機会となっていることがうかがえる。

3-2. 資料から読み取ることができる「共同生活型支援」の課題

では、課題としては何が読み取れるだろうか。若者自立塾は金銭的負担があり、参加のハードルがあった。そうした金銭的な面のほかに、「共同生活型支援」の課題として侵襲性と暴力への近さについて触れておきたい。

侵襲性：「介入」の度合い

共同生活の意義として連続性について指摘したが、さらけ出されるということは、日常生活のどこまでも支援が「介入」できる、ということでもある。とりわけ〈生活支援〉という要素が入り込む共同生活型の支援は、この危険性を伴いやすいと考えられる。もちろん、その「介入」の度合いに濃淡はあり、若者自立塾の調査では、朝の定時の起床と、グループ活動への参加のほかには、規律が強調されなかったという報告もある（Toivonen 2008：137）。そのため、一概に危険だと批判することはできないものの、規範の強制が生じうることは課題として認識されるべき点だろう。以下の記述は、共同生活のなかでの論点を検討するうえで示唆的である。

聖子さんと暮らしてわかったのは、生きる能力がすべて奪われていたこと。まず驚いたのはご飯の食べ方。普通ならご飯とおかずは交互に食べるのですが、彼女はまずご飯だけを食べる。「聖子ちゃん、ご飯とおかずは交互に食べるもんよ」と言うと、「おかずはもったいないから最後に残しておくんだ」と。(安達ほか 2008 : 170)

ここで考えたいのは、「ご飯とおかずは交互に食べるもの」という見方から、若者を判断し、またそのルールに準じるようにすることは妥当か、ということである⁵。たとえ、主食と副食を交互に食べることが一般的に「良い」とされていたとしても、それ通りに生活している人ばかりではなく、基本的に私たちは日々の食事スタイルを個人の判断に任せている。

こうした一つひとつの、その人の育ってきた環境に大きく左右される習慣は、どのくらい「矯正」されるべきものだろうか。他にも、掃除のタイミングや仕方、洗濯頻度など、生活をともにすれば多くの点でそうした判断が持ち上がる。そして、実践者も「正しい」慣習を知り、身に着けているわけではなく、そもそも「正しい」慣習など存在しない。

ここで重要なのは、ともに生活する実践では、実践者の価値観が反映されやすいということである。もちろん、社会の規範をある程度知っておくということは社会生活の上で便利なこともあるだろう。そういう意味では、〈規範を知る機会をつくること〉と〈規範を強制すること〉を区別する、ということが共同生活型支援での課題となるのではないだろうか。

留意点：暴力への近さ

最後に支援をめぐっての暴力への近さは述べておく必要があるだろう。若者自立塾には、望んでやってくる若者とそうではない若者がいた。例えば、ビバハウス開設のきっかけとなった聖子さんは、病気の母の暴力のなか、命の危険を感じてビバハウスを開設した安達に助けを求めていた（安達ほか 2008 : 13-18）。しかし一方で、以下のように若者自身が望まぬままやってくることがあるということも、他の若者自立塾の資料からうかがえる。

中には“親があまりにうるさいので、たまには親の言うことでも聞いてやる

か”という若者や、“自分は騙されて連れてこられただけ”と拒否的なオーラを全身から発する消極的なつながり方をする若者たちもいます。(小林 2018: 14)

こうしたかたちで支援につながることは他の通所型の支援でもありうることだが、住居要件を有する支援では、無理に連れてこられた若者が外に出られないようにしてしまうことも、可能性として残されている。今回用いた資料でこれ以上の検討は難しいが、今でも起き続けている事件を踏まえると、この点は特に検討すべき点である。

4. 考察：共同生活型支援の機能と振れ幅

理想として、「支援」とは、それがなされる対象を支え、人がよりよく生活することを可能とするための営為である。しかし、事実として「支援」という言葉が用いられる場面はさまざまであり、必ずしもそれが、影響を及ぼす対象を支えるものになっているかと言えばそうではない。共同生活の形をとつて「若者支援」を志す取り組みも、同様にそうである。

4.1. 共同生活型支援の条件と機能

資料の検討から、共同生活型支援の意義として、「連續性」、「協同性」、「再構築性」を読み取ることができた。通所型の支援とは異なつて若者の生活の「連續性」に対峙することの意義については、24時間の生活の場である生活施設に共通して認識される意義である(村瀬 2013)。こうした「連續性」は若者自身の生活課題を可視化し、また適切なタイミングでの対応を可能にしている。ただし、それは一方で、生活への過度な介入にもつながる危険性を伴つてゐる。すでに施設養護の議論では、支援において支援者の価値観が強く反映されること、職員の集団性がその価値観の相対化につながることが指摘されてきた(藤間 2017)。若者支援施設においても、支援者の価値観の作用度合いやその相対化の機会について検討が必要になるだろう。

これらの意義・課題について、ここで、〈住居〉〈生活支援〉〈共同性〉の各要素との関係についてまとめておきたい。まず、どの項目においても〈住居〉はそれらの前提となる重要な条件である。新たな〈住居〉が確保されることで、これま

で住んでいた住居から出していくことができる。これにより、若者がそれまで築いてきた関係や生活リズムなどをもう一度組み立てていく「再構築性」は大なり小なり確保される。また、〈住居〉条件に〈生活支援〉が加わると、生活の細かな部分を踏まえた支援や柔軟な相談が可能となる「連続性」が確保され、〈住居〉条件に〈共同性〉が加わると、他者と自己を相互参照し、また支え合うような「協同性」がうまれてくるのではないだろうか。加えて、〈共同性〉と〈生活支援〉が併存することによって、「協同性」を最大化することにも寄与するかもしれない。

ただし、〈生活支援〉は同時に、課題で指摘した「侵襲性」にもつながりうる。支援において〈住居〉だけで、侵襲性が生まれるとは考えにくく、〈住居〉というハード面と、〈生活支援〉というソフト面が重なる領域にこそ、この「侵襲性」の危険性が生じうると言えるだろう。こうした要素と機能の関係については今後、さらなる分析が必要である。

4-2. 揺れるアサイラム

次に、アサイラムという概念から共同生活型支援の持つ、振れ幅について考えてみたい。アサイラム (asylum) とは、ある人々が危険から避難する安全な場所、その場の外側の権力作用が働くかない場を示す言葉である。アジールの英訳であり、避難所や難民収容所、精神病院などを意味する。

ある意味で、共同生活型支援は、それまでの居住空間からの逃げ場所である。家族との暮らしが若者を追い込むこともあり、そうしたなかでは、共同生活の場は家庭内に閉じ込められることによる困難からの逃げ場所になる。まさに、3章2節で触れた聖子さんの話は、家族関係のなかで危機に陥っている若者の逃げ場所になってきたことを示している。また、共同生活型の支援は、〈住居〉の要件だけでなく〈生活支援〉と〈共同性〉があるために、逃げた先で孤立することなく生活を営むことが支えられる。逃げ場所の存在だけで、現状の危機を脱し、新しい場で生活をしていけるわけではない（早川 1997）。共同生活型支援は、逃げる先の安定をハード面とソフト面から保障することで、避難場所としてのアサイラムの機能を発揮すると考えられる。

一方で、アサイラムは否定的な意味合いもある。社会学ではゴフマンによる分析の影響から、否定的な意味合いで使用されることも多く、その場合には、社会的空間から人々が隔離され、無力化され、遺棄されていくシステムが検討課題に

なる。共同生活型支援は、この否定的な意味でのアサイラムに近づく危険性はないのだろうか。

精神病院というアサイラムについて、ゴフマンは「全制的施設」という概念を用いて分析をおこなった。ゴフマンは、全制的施設を「多数の類似の境遇にある個々人が、一緒に、相当期間にわたって包括社会から遮断されて、閉鎖的で形式的に管理された日常生活を送る居住と仕事の場所」として定義している (Goffman 1961=1984:v)。全制的施設は、(1) 同じ場所で同一の権威に従って生活の全局面が送られること、(2) 構成員の日常活動の各局面が他の入居者の面前で進行すること、(3) 諸活動の順序全体が、上から明示的な形式的規則体系ならびに一団の職員によって押しつけられること、(4) 強制される活動は、施設の目標を果たすために意図的に設計された单一の首尾一貫した計画にまとめられていること、という特徴をもつ施設とされる (Goffman 1961=1984:6)。全制的施設では、施設秩序を保つためにおこなわれる、自己の諸領域の侵犯やアイデンティティキットの剥奪などを通して、入所者の無力化が進んでいく。

今回検討した共同生活型の施設の資料等からは、ゴフマンが全制的施設の中心的特徴とした、睡眠をとり、遊び、仕事をするという生活の三領域を単一の場で実施している様子は見られない。アルバイトやボランティア、通学、演劇等の活動により住居外に若者が出ていく様子がみられ、地域住民などとの交流もある。全制的施設の定義と照らし合わせても、社会からの遮断や強い閉鎖性は確認できないように思われる。

ただし、危険性があることも確かであるように見える。例えば、課題として抽出した「侵襲性」は、共同生活型の支援が自己の諸領域の侵犯へと開かれていることを示している。食事の方法や速さ、掃除の仕方など、その人のリズムや様式がより鮮明に実践者に見えることによって、自己の聖域が侵犯される可能性はどこまでもある。もっとも、その可能性があるというだけで、必ず自己の聖域が侵犯されるわけではない。実践のなかには、全制的施設と若者の共同生活型支援とを分かついくつかの実践の連なりがあり、その失敗や成功があると考えられる。本分析で、そうしたゴフマンの言う全制的施設と距離を保ち、肯定的側面を最大化する方策について検討することはできなかったが、今後検討していく必要はあるだろう。少なくともここでは、共同生活型の支援が、家庭内に閉じ込められることによる困難からの逃げ場になる可能性とともに、自分の聖域が侵されること

による無力さを生む危険性を併せ持っていることを確認しておきたい。

4-3. 今後の課題

見てきたように、共同生活型支援の持つ要素は、若者が共同生活以前とは異なる環境のなかで他者に頼り頼られながら生きていくありようの再形成を支えていくことがうかがえる。共同生活が若者にもたらす作用については示唆的な研究もあり（久保田 2009）、支援としても今後より一層の検討が必要だろう。

また、家族と離れる支援としての共同生活型支援は、日本の政策のなかで当然視されがちな家族責任を問い合わせるアリーナとなる。家族と離れた生活を支える仕組みに公的予算が付かないのであれば、共同生活型支援は金額を負担できる余裕と意志のある家族に限定され、私的解決の仕組みでしかない。しかし、予算等の公的保障がなされるならば、共同生活型支援は家族責任を脱し、若者の依存構造の組みかえを公的に支えるものとなる。この意味で、実践は公的責任と自己（家族）責任のあいだの緊張関係が続く闘争のアリーナであり、今後もさらに実践の検証が重ねられる必要があるだろう。

最後に、上記の考察は限定された資料からの分析であるとともに、その資料は実践者の考え方や経験を記述したものが主であり、この点に本稿の大きな限界があることを書いておきたい。入居した若者や、第三者から観察される意義や課題は他にもあるかもしれない、さらなる調査が必要である。また、居住支援については、住宅確保・生活支援とは別に「地域支援」を加える考え方もある（石川 2016：8-9）。若者自立塾においても、地域との関係構築や地域づくりへの参加が重視されているが（足立 2006、日本評論社編集部 2014）、こうした点の若者への作用について、今回の資料では考察を深めることができなかった。

確認してきたように共同生活型支援には「侵襲性」や「暴力への近さ」が確かにある。こうした課題に実践現場でどう対応し、工夫がされているのか、暴力性といかに対峙しているのかを検討することなく、その支援の有効性を実践的に評価することは難しいだろう。これらの分析については、今後の課題としたい。

[本研究はJSPS科研費18K13012の助成を受けたものである。]

文献

- 安達俊子・安達尚男（2008）『ひきこもりの若者と生きる』高文研.
- 足立倫行（2006）『親と離れて「ひと」となる』NHK出版.
- 安宅仁人（2007）「『若者自立塾』の実践が提起するもの——若者自立支援政策の批判的検討と支援実践の展望」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』103, 181-190.
- 藤間公太（2017）『代替養育の社会学：施設養護から「脱家族化」を問う』晃洋書房.
- Goffman, Erving, (1961) *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, Doubleday & Company (=1984, 石黒毅訳『アサイラム——施設収容者の日常世界』誠信書房).
- 早川和男（1997）『居住福祉』岩波書店.
- 平野直己（2018）「ビバハウスからのメッセージ：思春期の子育てに悩むご家族に宛てて」『子育て支援と心理臨床』16, 35-42.
- 石井大輔・金杉慶一・湯本理沙・小椋真一・黒田志保・田嶋康利・大高研道・走井洋一（2013）「労協若者自立塾座談会 労協若者自立塾を振り返って」『協同の発見』(246), 11-45.
- 石川久仁子（2016）『福祉コミュニティの基盤としての住まい』（平成 25～27 年度 学術研究助成金報告書）.
- 小林献（2018）『生きづらさを抱える若者たちと：共に暮らし共に生きる若者支援のリアル』いのちのことば社.
- 厚生労働省（2008）「「若者自立塾創出推進事業」の実施について」（2019 年 10 月 28 日取得, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-附録資料/0000108005_00108.html）
- 厚生労働省（2015）『平成 27 年度 自殺対策白書』.
- 久保田裕之（2009）『他人と暮らす若者たち』集英社.
- 村瀬嘉代子（2013）『生活を基本とした支援』相澤仁・奥山真紀子編『生活の中の養育・支援の実際』明石書店, 17-22.
- 内閣府（2012）『困難を有する子ども・若者の支援者調査 報告書』.
- 日本評論社編集部編（2014）『田んぼの真ん中、はぐれ雲：自立する若者たち』日本評論社.
- 信田さよ子（2016）『家族のゆくえは金しだい』春秋社.
- 小椋真一（2010）「『若者自立塾』は何を問い合わせたのか——若者支援と地域おこしの連携から見えてきた『新しい公共』」『世界』(804), 231-237.
- プラットフォームプロジェクト編（2003）『全国ひきこもり・不登校援助団体レポート〔宿泊型施設編〕』（ポット出版）.
- 坂口順治（2006）「『若者自立塾』から見たニートの立ち直り学習」『日本生涯教育学会論集』27, 71-80.
- 芹沢俊介編（2007）『引きこもり狩り：アイ・メンタルスクール寮生死事件／長田塾裁判』雲母書房.
- 社会経済生産性本部（2007）「ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」.
- Toivonen Tuukka (2008) 「Introducing the Youth Independence Camp: How a new social

policy is reconfiguring the public-private boundaries of social provision in Japan」『ソシオロゴス』(32), 130-147.

米野史健 (2010) 「住宅弱者に対するさまざまな居住支援の取り組み」『ホームレスと社会』2号, 38-47.

よりそいホットライン (2019) 『H29 (2017) 年度報告書データ』.

全国引きこもり KHJ 親の会(家族会連合会) (2014) 『ひきこもりピアセンター養成・派遣に関するアンケート調査報告書』.

註

- 1 2011年度「困難を有する子ども・若者の支援者調査」では、提供している支援方法を尋ねる設問（複数回答可）で「貴法人所管施設での居住による支援」が最も低い支援方法となっており、住まいを軸とした支援は実践としてもわずかであることがわかる。
- 2 アイ・メンタルスクール事件についての議論の一つとして、芹沢編（2007）などがある。
- 3 こうした事件では、多くの場合、自宅から無理やり連れだす行為が併せて取り上げられるが、共同生活型の支援と家庭へ出向き連れ出す行為は区別される必要がある。「力づくで自宅から拉致する」とことと「寝起きできる施設で暴力がある」ことは地続きの問題であることが多いものの、若者が自ら参加した場でも暴力事件は起こりうる。自宅外で留めおける住居の存在を前提として「引き出す」ことが起こるとしても、前者は「引き出すこと」をめぐる暴力問題であり、後者は入居型施設の構造的課題をめぐる暴力問題であるからだ。
- 4 例えば、よりそいホットラインの『H29 (2017) 年度報告書データ』によると、相談電話がかかってきた件数に対して、つながった件数は全体で 2.13% である。
- 5 もちろん「おかげはもったいないから最後に残しておくんだ」という言葉から、その背景にある聖子さんのこれまでの暮らしを考えること、そのなかで必要な支援をおこなうことは重要だろう。しかし、「生きる能力」が奪われていると判断することが妥当であるかどうかは、検討の必要がある。また、あくまでもこの実践者の記述は、考えるための例として取り上げたものである。文献中でその後、若者にルールを強制したかどうかは描かれていない。

(おかげ あかね・大谷大学)